

家電リサイクル法改正

対象機器が追加されます

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が改正され、4月1日から対象機器に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されます。現在の対象機器(ブラウン管式テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)と同様、市では粗大ごみとして回収できなくなりますので、次の通り処理してください。

- 製品を販売した小売店に引き取りを依頼する
- 製品を新しく買い替える場合、その小売店に引き取りを依頼する



遠方から引越してきたり小売店が閉店しているなど、引き取る小売店がない場合には、成田電機商協同組合(☎32・9223)に引き取りを依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し、メーカーの指定する引取場所に自ら搬入してください。小売店などに引き取りを依頼した場合、リサイクル料金のほか収集運搬料が掛かります。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

固定資産税

家屋の新築・増築などはお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日現在における土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

家屋の新増築・建て替え・取り壊し、名義変更などがありましたら、資産税課へご連絡ください。

※くわしくは同課(☎20・1514)へ。

住民基本台帳カード

さまざまなサービスが受けられます

市では、希望する市民に住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択できます。写真は、上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmのものを持参してください。手続き時に市民課で撮影することもできます。

申請時の本人確認にご協力を必ず本人が窓口で申請してください。官公署が発行した写真入りの身分証明書(運転免許証やパスポートなど)で本人確認が行われます。証明書などがない人は、即日交付を受けることができません。郵便により照会が行われ、後日、窓口で交付されます。

カード交付時に数字4桁(けた)からなる暗証番号を住基カードに設定します。暗証番号を住基カードに設定します。

○住民票の広域交付：全国どこでも受けられます。

○付記転出入の特例処理：市外へ引越したとき、特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことにより、転出証明書なしに引越し先の市町村窓口で転入届(付記転入届)をできるようになります。

○公的個人認証サービス：インターネットを通じて行政手続きを安全に行うために使用する「電子証明書」の交付を受けることができます。手数料は500円です。インターネットに接続できるパソコンと、住基カードの情報を読み書きするためのカードリーダーが必要になります。

2月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
2月2日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時
2月3日(火)	並木町(成瀬台・日本松)地区	翌午前5時
2月4日(水)	並木町(沢山)地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

市町村でも、本人または同世帯の家族の住民票の交付が受けられます(本籍・筆頭者氏名は記載されません)。住基カードまたは運転免許証やパスポートを持参してください。成田市では交付手数料が300円になります。交付する市町村により異なります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

動物の正しい飼い方

飼い主は愛情と責任を持って

最近、ペットの無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺住民や通行人に迷惑を掛けないよう、責任を持って飼いましょう。

ペットも家族の一員

終生飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく話し合いましょう。

犬を飼う場合は

登録生涯1度と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録された犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。散歩をする場合、首輪は抜いたり切れたり

しないよう丈夫なものを使用し、必ず短い引き綱を付け、犬の動きを制御できる人が行いましょう。放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、人への危害や農作物などの被害の原因となるので絶対にやめましょう。また、猫は室内で飼いましょう。フンなどの排せつ物

排せつ場所のしつけをし、散歩中にしたフンやブラッシングで抜けた毛は、飼い主が責任を持って必ず持ち帰りましょう。不妊・去勢手術のすすめ

飼い主に望まれない不幸な命を増やさないためには、不妊・去勢手術を受けさせましょう。去勢手術を行うと凶暴性や無駄吠えなどを和らげる効果が期待できます。捨て犬・捨て猫の禁止

市長日誌

(1月1日～15日)

- 1日 新春航空安全祈願祭
- 5日 公設地方卸売市場開市式
仕事始めの式
成田国際空港新年賀詞交歓会
- 7日 西中学校陸上競技部女子駅伝チーム全国大会結果報告
- 9日 市議会新清掃工場整備特別委員会
- 12日 成人式
- 13日 JR「なごみ」号(四街道～成田)車内観光PR
- 15日 環境管理委員会



おとそをふるまう小泉市長(1日)

人に危害を加えることがあります。誰かが拾ってくれたらどうという安易な気持ちで捨てることは、絶対にやめましょう。動物を捨てると法律によって罰せられます。

どうしても飼えなくなった場合は動物愛護センターに引き取ってもらう方法(有料)もあるので相談してください。毎週火曜日の午後3時から3時10分までの10分間(閉庁日を除く)に、動物愛護センターの巡回車が、印旛保健所成田支所(加良部公民館隣)に来て引き取りを行っています。相談・手続きなどの窓口

- 犬の登録に関する手続き…市環境衛生課(☎20・1531)
- 咬傷事故などの届け出…印旛保健所成田支所(☎26・7231)
- 犬や猫の引き取り、しつけ教室…県動物愛護センター(☎93・5711)

○ ペットに関する各種相談…(財)千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)
※くわしくは各問い合わせ先へ。

使用済み自動車

処分は適正に

道路などに放置された自動車は

通行の障害となるだけでなく、地域の美観を損ね、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど生活環境の悪化をも生じさせています。自動車リサイクル法に基づき、

自動車の所有者は購入時、最初車の車検時または廃車時のいずれかに、リサイクル料金を預託することが義務付けられ、預託金は自動車解体処分されるときのリサイクルに活用されています。

使用済み自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

公共下水道

速やかに接続を!

公共下水道の利用ができるようになると、浄化槽トイレやくみ取り便所を公共下水道に直接流すことができます。そして、3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。処理区域内の土地所有者、使用者または占有者は、なるべく早く台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流すための排水

設備を設置しなければなりません。また、供用開始の公示後1年以内の工事の場合は、30,000円(1年を超え3年以内の工事の場合は25,000円)の改造資金補助金を助成し、融資のあっせんや利子補給(借入額30万円限度)を行っています。

排水設備の設置やトイレの水洗化改造の義務付けは、公共下水道完成によって、1日も早く地域の生活環境改善を図ろうとするものです。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。
※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。



冬季の水道管

凍結には
十分気を付けて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。凍結を防ぐには布・フェルトなどの保温材で保護するのが一番です。特に、屋外に露出している水道管には次のような注意が必要です。

- 凍結したら、水道管に直接熱湯を掛けず、タオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆつくり掛ける
- 破裂したら、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)する

※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。ニュータウン地区については県水道局成田支所(☎27-2232)へ。

スリップ事故

路面の凍りやすい
冬場には注意

冬は路面の凍結や積雪によるスリップ事故が多く発生しています。夜間や早朝は、雪や雨水が凍結して滑りやすくなっており、特に橋

の上や坂道、交差点、カーブ、トンネル内は注意が必要です。夜間の水まきは凍結の原因になりますので絶対にやめましょう。また必ずシートベルトを締めて、道路の状況に注意し、車間距離を十分に取り安全運転を心掛けましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

不法投棄の防止

道路や個人の土地に
廃棄物を捨てないで

道路や個人の土地に家電製品や家庭ごみ、建築廃材などを捨てると不法投棄が後を絶ちません。廃棄物を河川や道路、山林や畑などへ投棄することは、法律により禁止されています。市では、不法投棄監視員や職員によるパトロール、監視カメラの設置や警備会社



不法投棄された建築廃材

住民説明会

成田新高速鉄道沿線の
屋外広告物の規制誘導方策

県と市では、整備中の成田新高速鉄道沿線の景観を適切に保全するための屋外広告物の規制誘導方策について、広く周辺住民の意見を聴くため説明会を開催します。

日時☎2月21日(土)午後2時から
会場☎市役所6階大会議室

検討中の規制内容

- 対象区域☎市・印旛村境から成田空港間の、鉄道から側方へ500m以内の区域
- 主な方策☎野立て看板の設置規制、大きさ・高さ制限、派手な色彩の抑制など

※くわしくは市公園緑地課(☎20-1562)または県公園緑地課(☎043-223-1327)へ。

監査結果の公表

平成20年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 野中憲男
同 海保貞夫

【学校監査】

期日☎10月2日・7日・8日・9日・16日
場所☎各小中学校

対象☎平成20年8月末日までの財務に関する事務の執行状況

○小学校15校
向台・東・遠山・豊住・橋賀台・加良部・本城・三里塚・津富浦・川上・新山・中台・桜田・前林・大須賀

○中学校5校
遠山・豊住・吾妻・中台・大栄

方法☎学校配当予算の執行状況および施設などの管理状況について、諸帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受けて行った

結果
予算の執行について、関係支出経理事務について、関係



帳簿と証拠書類を照合したところ、計数は符合し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

予算執行特に児童・生徒用の図書(購入)に当たり、時期を失することのないように万全を期されたい。

施設などの管理について
施設の維持管理については、定期的な点検が実施されているが、経年による施設の損耗、機能低下も発生するので、適切な営繕計画のもとに今後とも教育環境の整備に万全を期されたい。

図書等備品の管理については、管理簿が整備され、おおむね現況記載がされているものと認められた。

※くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。